

PRJ11100293526 号-4

日本原燃株式会社 殿

2021年2月26日

ロイド・レジスター・グループ
インスペクションサービス

2020年度 第2回定期監査 報告書 (その4) 再処理事業部・技術本部の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社 〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付 4-108
監査名	2020年度 第2回定期監査
監査対象部門	(その4) 再処理事業部・技術本部
監査場所	Webex による遠隔監査
監査実施日	2021年1月12日および13日
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)

2. 2020年度 第2回定期監査の視点

2.1 第三者による定期監査の経緯

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド（以下、LRと記す）は、日本原燃（株）に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で定期監査を実施してきた。

これまでの一連の監査では、「品質保証体制の確立に係る改善策（以下、「改善策」と記す）」の取り組み状況の確認を主体とし、その後の取り組みの進捗や日本原燃（株）の状況に合わせて注力する項目を監査対象として組み入れてきた。例えば、高レベル廃液漏えい対応として策定された『安全基盤強化へ向けたアクションプラン』の履行状況や、保安検査の指摘に対する『保安活動の継続的改善活動』などがあげられるが、一貫して「決められたことが決められた通り行われているか」の適合性に視点を置いて監査を実施してきた。

その結果、影響の大きなトラブルに際して策定した是正処置が自ら決めた通り実施されていること、また、QMS等の仕組みが確立され、決めたとりに実施されていることが確認された状況から、全体としてはQMSが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨、ならびに「改善策」が風化・形骸化の兆候がない旨の評価を行った。

以上の状況を踏まえ、2020年度の定期監査に際しては、これまでの監査で注力した適合性に加え、有効性についても監査対象とすること、さらには一般産業界での実情を踏まえた業務の簡素化や効率化についても積極的に注力することとした。

2.2 2020年度 第2回定期監査の対応方針

2020年度第2回定期監査では、2020年4月1日に施行された「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」を反映した品質マネジメントシステム活動のうち、要求事項が変更となり、文書が数多く改正されたことから、この変更プロセスが適切に動いているかを文書管理（変更管理）の観点で確認すること、ならびに、安全性向上工事の本格化に伴い調達が増えていること、昨年社給品でトラブルを起こしていることから、調達プロセスが適切かを調達管理の観点で確認することを取り上げ、それぞれの適合性、有効性および効率性の観点から監査を行う。さらに、品質マネジメントシステムが有効に実施され、維持されているかの把握の状況について、内部監査の取組状況の監査を行う。

なお、文書変更あるいは調達実績のない部署に対しては、品質目標に記載された課題への取組状況を監査項目として取り上げることとした。

以上の対応方針をもとにした、2020年度 第2回定期監査の実施事項を表1に示す。

表1 2020年度 第2回定期監査の実施事項

監査実施項目
(1) QMS 活動の実施状況
① 文書管理（変更管理）
② 調達管理
③ 品質目標に記載された課題への取組状況
④ 内部監査
(2) 前回までの監査結果のフォローアップ(第2回は実施項目なし)

なお、受審対象部門(各本部、各事業部、室)によっては、表1中の全ての項目を監査対象にする必要が無いことから、対象部門毎に実施する項目を表2に示す。

表2 対象部門に対する監査実施項目

対象部門	表1中の監査実施項目の番号				
	(1)				(2)
	①	②	③	④	
再処理事業部 技術本部	○	○	○	-	-
濃縮事業部	○	○	○	-	-
埋設事業部	○	○	○	-	-
安全・品質本部	○	○	○	-	-
監査室	○	-	-	○	-

注1)：監査実施項目の内、受審部署が関与していない項目は監査対象から除外した。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成するが、実地監査を主体に行った。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準などが適切に文書化されていることを確認するものである。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証するとともに、PDCA展開状況の評価を行うものである。

実地監査では「実態を把握する」ことが重要であり、受審部署によって事前に準備された状況を見るのでは意義が薄いものとなる。したがって、受審部署が実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要するとしても、可能な限り抜き打ち性に注力した。

なお、新型コロナウイルス感染防止の観点で、Webexによるオンラインでの質疑応答を実施した。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておくことが必要である。今回の監査では下記を監査基準とした。

- ◆『原子力安全に係る品質マネジメントシステム規程』、『役務に係る品質マネジメントシステム規程』、および下位の社内標準類
- ◆『原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則』および『ISO 9001:2015(JIS Q 9001:2015)』（諸活動の底流として）

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示した。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定した。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査は2名1組（チームリーダーおよびメンバー）のチームで対応し、それぞれに監査部署の割付けを行い、内1名がオンラインでの遠隔監査時の司会進行役をつとめた。

ただし、全体的なとりまとめはチームリーダーが行った。

7. 監査結果

再処理事業部・技術本部に対する監査実施項目は、上記2項表1に示した通りであり、このたびの被監査部署は5部署であった。

監査結果を添付1に、今回の監査における提言事項を添付2、良好事例を添付3、そして、監査日程と出席者を添付4示す。

総合所見は下記の通りである。数少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場면을観察したという一面を表したものだが、大綱的には実態をとらえていると考えられる。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明だけではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めた。

時間の制約範囲において、2項の表1の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」および「観察事項」は観察されなかった。なお、1件の「提言事項」提起したので、詳細については添付2に示した。

7.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCAを展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組みの構築が進められている。こうした気運の中で、印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる2件の「良好事例」を添付3に示した。

7.3 監査実施項目に対する個別所見

(1) QMS 活動の実施状況

① 文書管理（変更管理）

情報セキュリティGにおける管理文書が非開示であるケース、および放射線管理課における改正内容が名称変更などのケースを除き、いずれの部署においても上位文書の改正を受けて新旧対照表、または新旧比較表などがまとめられており、改正時に網羅すべき事項が明確に示されていること、ならびにこれらの対照表や比較表に対する関係者のレビューが行われ、その結果として提起されたコメントが改正内容に適切に反映されていることを確認した。

なお、対照表や比較表を必要としないケースであっても当該文書の改正来歴欄に改正内容が明確に記載されている。

また、改正文書の社内掲示板システムへの掲載、公布文による関係部署への周知や自部署内での周知教育が行われていること、さらに、訓練を通じて管理文書の理解度を評価する事例などを確認した。

これらの状況より、5部署における管理文書の変更プロセスは適切であると判断する。

② 調達管理

調達案件に係る理由、目的ならびに業務内容などが実施方針書や実施稟議で明確にされている。

調達先の評価は、調達管理要則の定めにより管理区分ごとにその要否が分かれているが、それが必要なケースとして、電気技術課および放射線管理課での業務委託案件に係る契約請求時の評価が調達先評価票と各種の裏付けデータに基づいて行われている。

また、発注に際しては、5部署のいずれにおいても業務内容や提出書類などの要求事項を明文化した仕様書を作成しており、仕様書の要求事項に対する履行状況についても、すべての部署において調達先から提出された報告書に対して関係者が確認を行っている。これらの状況より、5部署における調達プロセスは適切であると判断する。

③品質目標

文書変更あるいは調達実績のない部署がなかったことから実施していない。

④内部監査

再処理事業部・技術本部は監査対象外。

(2) 前回までの監査結果(指摘事項など)のフォローアップ状況

再処理事業部・技術本部はフォローアップの対象がない。

8. 終わりに

再処理事業部・技術本部の5部署に対しては、7.3項の監査実施項目に対する個別所見で述べたとおり、文書管理における変更管理ならびに調達管理は適切であることから、改めて懸念される事象は観察されず、今後とも現状のやり方を継続することで適合性および有効性が確保されるものと判断する。特に文書の変更管理については、改正内容に対する関係者のレビューが行われるなど、一般産業界と比べてきめ細かな管理が実践されている印象を抱いた。

一方、業務の簡素化や効率性については、明らかに無駄と感ぜられる事象が観察されないことから、監査した範囲においては監査チームとして積極的に改善をうながす対象はない。

しかし、一度決めたことであっても、組織を取り巻くさまざまな状況の変化によって、それが無駄と感ぜたり過剰と感ぜるようになることがある。決めたことを簡素にするとか廃止するには明確な理由付けと相応の労力を必要とするものだが、業務の効率化は組織運営において欠かせない要素のひとつであることを念頭に置いて頂ければありがたい。

終わりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(PRJ11100293526号-0)にまとめたので参照いただきたい。

以上

2020 年度 第 2 回定期監査結果

(再処理事業部)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

2020年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 核物質管理部 情報セキュリティG	
監査実施日	2021年1月12日	監査員 ： XXXXXXXXXX
(1) QMS 活動の実施状況		(参照文書・記録など)
<p>①文書管理（変更管理）</p> <p>◆サンプリングしたセキュリティインシデント対応細則の上位文書である“核物質防護に係るシステムセキュリティ要則”が非開示である旨を、文書体系図（資料①）により説明を受けた。よって、新旧比較表は作成していない。</p> <p>◆上記細則に対しては、再処理事業部の文書作成・改正細則の改正に伴った改正が行われており、その内容および理由が同細則内の来歴欄（資料②）に明記されており、かつ、当グループ内での立案（作成）者／決裁前確認（審査）者／決裁（承認）者によって組織的に文書改正が行われている。</p> <p>◆改正された細則の周知は公布（資料③）によって行われ、周知に留まらず、初動対応訓練（資料④）を行うことで細則の理解度が評価（資料⑤）されている。</p> <p>②調達管理</p> <p>◆ネットワーク可視化設備設計に伴う事前調査委託 XXXXXXXXXX については、当グループからの情報に基づいて資材部が契約を認める旨の決定（資料⑥）が行われている。</p> <p>◆本業務委託はグレード IV に相当することから、グレード区分表（資料⑦）に基づいて業務委託先に対する評価は対象外であることを確認した。なお、グレード IV であることは業務委託仕様書（資料⑧）の表紙に明記されている。</p> <p>◆発注に際しては同仕様書により業務内容および提出書類（資料⑨）などが要求事項として明文化されている。</p> <p>◆委託業務の完了後、業務委託先から提出された報告書（資料⑩）に対する検取時のチェック（資料⑪）が行われ、仕様書等に記載の要求事項がすべて完了していることが当グループとして組織的に確認されている。</p> <p>③品質目標</p> <p>文書変更および調達実績ともに該当があったことから実施していない。</p> <p>④内部監査</p> <p>監査対象外。</p>		
(2) 前回までの監査結果のフォローアップの状況		
フォローアップの対象がない。		
(第三者監査所見)		
<p>文書の変更管理については、サンプリング対象が核物質防護の機微に係るものであることから変更プロセスの監査は限定的としたが、関連文書の改正内容が当該細則に適切に反映されていること、並びにその改正が組織的に行われていることは適切である。また、調達管理については業務委託仕様の明確化、ならびに業務報告書に基づく業務完了後の確認などが行われており、グレード区分 IV の発注案件に係る対応は適切であると判断する。</p>		

2020年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 再処理工場 電気保全部 電気技術課	
監査実施日	2021年1月12日	監査員: [REDACTED]
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>①文書管理 (変更管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保安規程実施要領 (資料①) は、計画Gより再処理施設・廃棄物管理施設保安規定改訂の連絡 (資料②) を受け、それぞれの新旧対照表 (資料③、④) を確認したうえで、変更の必要性を確認している。 ◆実施要領の新旧比較表 (資料⑤) を作成したのち、他部署を含めた関係者および品質保証課にレビューを依頼 (資料⑥) し、そこで得たコメント (資料⑦) を含めて反映している。 ◆また、関係各所への図書改正の通知は、公布 (文書⑧) により周知されていることから、変更作業は適切に管理されているといえる。 <p>②調達管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆工事監理業務および保全検討業務委託 [REDACTED] は、発注前に委託先を [REDACTED] により適切に評価 (資料⑨) している。 ◆月毎および最終月には、委託先より提出された報告書 (資料⑩) を仕様書 (資料⑪) に基づき内容を確認し、コメント処理票 (資料⑫) を起票したのち決定図書化 (資料⑬) としていることから、調達プロセスは適切であると判断できる。 <p>③品質目標</p> <p>文書変更および調達実績ともに該当があったことから実施していない。</p> <p>④内部監査</p> <p>監査対象外。</p>		<p>(参照文書・記録など)</p>
<p>(2) 前回までの監査結果のフォローアップの状況</p> <p>フォローアップの対象がない。</p>		
<p>(第三者監査所見)</p> <p>他部署を含めた関係者および品質保証課によるレビューを経て図書を変更していることから、文書管理は適切と判断できる。また、調達管理においても、業務委託先の評価、報告書による業務完了の確認などから調達プロセスが適切に実施されていることを確認した。</p>		

2020年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 再処理工場 運転部	
監査実施日	2021年1月12日	監査員： XXXXXXXXXX
(1) QMS 活動の実施状況		(参照文書・記録など)
<p>①文書管理（変更管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆サンプリングした“巡視・点検細則（資料①）”の改正は、保安規定の改正に伴う、計画Gからの品質保証標準類の改正要否に係る発動（資料②）に基づいて行われた。なお、当部としては本細則を含む8件の標準類を改正することにした旨を聴取した。 ◆上記の発動を受けて同細則の改正内容を対比表（資料③）としてとりまとめられており、事業部内の関連部署に対するレビュー依頼（資料④）とその結果が明確である。 ◆関連部署によるレビューの結果、コメントとして提起された事項（例えばフィルター差圧の通常運転値の具体化）については「XXXXXXXXXX以下をXXXXXXXXXX以下」にする等、実務者の意見を改正内容として反映していることを確認した。 ◆改正された細則の周知については、その施行開始日および改正内容を明記した上で公布文（資料⑤）によって行われている。 ◆運転部内においては周知教育（資料⑥）が全員を対象（資料⑦）として行われている。 <p>②調達管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆サンプリングした業務委託については実施方針書（資料⑧）により、その業務内容や目的などが明確にされている。 ◆必要な予算申請（資料⑨）並びに業務委託に係る稟議（資料⑩）を経て、資材部によって契約決定の判断（資料⑪）が行われている。 ◆業務委託先 XXXXXXXXXX に対する評価については、本業務委託がグレードIIIに分類されること（資料⑫）から対象外としている。 ◆発注に際しては仕様書（資料⑬）によって業務内容および提出図書などに係る要求事項が明確にされている。 ◆業務委託仕様書の要求事項に対する履行状況については、委託業務完了時に提出された報告書（資料⑭）の内容を部内の関係者（受付者、審査者、承認者）によって確認されている。 <p>③品質目標 文書変更および調達実績ともに該当があったことから実施していない。</p> <p>④内部監査 監査対象外。</p>		
(2) 前回までの監査結果のフォローアップの状況		
フォローアップの対象がない。		
(第三者監査所見)		
<p>上位文書である保安規定の改正内容が新旧対比表により適切に反映されていることが明らかであり、事業部内関係者から提起された実務者レベルでのコメントが反映されていることから、文書の変更プロセスについては有効に機能していると判断する。また、調達プロセスについてはグレード区分に応じた業務委託先の評価が不要であるほか、委託業務仕様による要求事項の明確化と検証報告書に基づく業務完了後の確認が行われており、良好であると判断する。</p>		

2020年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 再処理工場 技術部 技術課
監査実施日	2021年1月13日
	監査員： XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>①文書管理 (変更管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆試験運転管理要領 (資料①) は、検査及び試験管理要領と立会区分細則の改正連絡 (資料②) を受けて、改正すべき箇所を確認し、新旧比較表 (資料③) を作成している。 ◆改正前には、品質保証課によるレビューを経て、その際に得たコメント (資料④) も反映し改正している。 ◆また、公布 (資料⑤) により文書が変更されたことが周知されていることから、文書変更管理のプロセスは適切と判断できる。 <p>②調達管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆TDMS 端末追加に伴う機器設定マスター作成業務委託 XXXXXXXXXX は、部内稟議決裁 (資料⑥) を経て契約決定 (資料⑦) している。 ◆検収時には、検収チェックシート (資料⑧) だけでなくリスト (資料⑨) をチェック用として用いて業務委託仕様書 (資料⑩) に基づく報告書 (資料⑪) 等の提出図書を確認しており、適切な調達管理といえる。 ◆なお、本件が管理グレード IV (調達管理要則 (資料⑫) に定められている保安活動に関係しない業務) であることは、仕様書 (資料⑩) で明確である。 <p>③品質目標</p> <p>文書変更および調達実績ともに該当があったことから実施していない。</p> <p>④内部監査</p> <p>監査対象外。</p> <p>(2) 前回までの監査結果のフォローアップの状況</p> <p>フォローアップの対象がない。</p>	<p>(参照文書・記録など)</p>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>文書が、新旧比較表作成から品質保証課のレビューを経て改正され、公布により周知されるまでのプロセスは、適切な変更管理と判断できる。また、調達についても、管理グレードが IV ではあるものの、稟議決裁を経たうえでの契約決定、検収時の報告書などの提出図書のチェックが適切に実施されていることを確認した。</p>	

2020年度 第2回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	再処理事業部 放射線管理部 放射線管理課	
監査実施日	2021年1月13日	監査員: XXXXXXXXXX
<p>(1) QMS 活動の実施状況</p> <p>①文書管理（変更管理）</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆サンプリングした“核燃料物質使用施設保安管理要領”の改正は、再処理事業部 保安管理要領に記載の名称変更（保守管理→施設管理）に伴うもので、保全企画Gからの品質保証標準類の改正要否の確認に係る発動（資料①）に基づいて行われた。 ◆改正箇所および改正内容は上記管理要領改正案（資料②）の改正来歴により明確であり、また、名称変更のみであることから、活動を実施する部門による改正案のレビューは不要であることが改正来歴に明記されている。 ◆改正された要領の周知については、施行日および改正内容を記載した上で公布文（資料③）および社内掲示板（資料④）によって行われている。 <p>②調達管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆サンプリングした業務委託の発注候補先に対しては、その時点での調達管理要領に基づき納入／使用／施工実績に基づいた評価（資料⑤）が行われている。 ◆発注に際しての要求事項として、一般的な事項および具体的な業務内容が仕様書（資料⑥および⑦）により明確であり、各種の提出書類についても一覧表（資料⑧）で明らかである。 ◆必要な予算申請措置が行われた後、業務委託に係る稟議（資料⑨）を経て、資材部による契約決定の判断（資料⑩）が行われている。 ◆業務委託仕様書の要求事項に対する履行状況については、期毎に提出される報告書（資料⑪および⑫）の内容に対して課内の関係者（担当者、審査者、承認者）によって確認がなされ、すべての委託業務が完結したことについても同一の課内関係者によって完了届（資料⑬）の確認がなされている。 <p>なお、提言事項1を参照されたい。</p> <p>③品質目標 文書変更および調達実績ともに該当があったことから実施していない。</p> <p>④内部監査 監査対象外。</p> <p>(2) 前回までの監査結果のフォローアップの状況 フォローアップの対象がない。</p>		<p>(参照文書・記録など)</p> <div style="background-color: black; width: 100%; height: 100%;"></div>
<p>(第三者監査所見)</p> <p>監査対象とした文書については、本文中の名称変更のみの改正である故に、関連部署のレビューが不要であることや改正箇所などが当該文書の改正来歴で明確にされていること、公布文ならびに社内掲示板により改正文書の周知が行われているなど、文書の変更プロセスにおいて懸念される事象は観察されない。また、調達プロセスについては、発注候補先に対する評価、委託業務仕様の明確化、ならびに報告書に対する確認の状況などより適切であると判断する。</p>		

監査における 提言事項

定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。

<提言事項>

1	提出図書一覧への個別報告書名の記載について
関連部門	再処理事業部 放射線管理部 放射線管理課
サンプリングした調達案件（2020年度 作業環境測定業務委託）の業務委託仕様書の本文中に作業環境測定結果報告書（証明書）を提出することが要求事項として明記されているが、同仕様書の提出図書一覧にも提出対象物に係る個別の要求事項として明記することをご検討願いたい。	

監査における 良好事例

自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察した。その中でも、特に印象深く、他部署にとっても参考となる内容を「良好事例」として記載した。

1	公布文における細かな配慮について		
関連部門	再処理事業部	再処理工場	運転部
<p>改正文書の発行に際して発信される公布文に、施行日や改正の概要が記載されているが、サンプリング対象の公布文については改正内容のひとつひとつが箇条書きで丁寧に記載されている。これは受け取り側にとって改正内容を把握する上で役立つものと評価する。</p>			

2	文書改正案に対する関係先レビュー不要根拠の明示について		
関連部門	再処理事業部	放射線管理部	放射線管理課
<p>文書の改正に際しては、活動を実施する部門による改正案のレビューを受けることにしているが、サンプリングした核燃料物質使用施設保安管理要領の改正内容が名称変更のみで、活動の実施に係らないことから、同要領の改正来歴欄に当該のレビューは不要であることが根拠として明記されている。</p>			

2020年度第2回定期監査(再処理事業部 技術本部)

月	日	曜日	時刻		時間	室部所	出席者(被監査側対応者)	実施場所
			自	至				
1	12	火	9:25	9:45	0:20	被監査部署		再処理事業部 各自席 H1 206 /web会議
1	12	火	10:00	10:55	0:55	再処理事業部 核物質管理部 情報セキュリティ		H1 206会議室 /web会議
1	12	火	13:32	14:32	1:00	再処理事業部 再処理工場 電気保全部 電気技術課		再処理事業部 南3A 会議室 /web会議
1	12	火	15:26	16:30	1:04	再処理事業部 再処理工場 運転部		再処理事業部 南3A 会議室 /web会議
1	13	水	9:00	10:00	1:00	再処理事業部 再処理工場 技術部 技術課		再処理事業部 南4A 会議室 /web会議
1	13	水	10:16	11:15	0:59	再処理事業部 放射線管理部 放射線管理課		再処理事業部 南4A 会議室 /web会議
1	13	水	16:20	16:50	0:30	被監査部署		再処理事業部 南4A 会議室 /web会議